

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

### 太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月6日（木）午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 （17人）

農業委員 （8名）

会長

8番 秀島 克博

1番 澤山 直人

2番 辻 和久

3番 岩永 八大

4番 福江 晋

5番 川崎 豊洋

6番 堤 こずえ

7番 水田 武次郎

農地利用最適化推進委員 （9名）

久我 定幸

池田 信文

木村 覚

榊原 照博

蕪竹 敏治

築 善作

内田 秀敏

永渕 久留美

松本 広喜

欠席委員 （推進委員2名）

池田 保吉

中島 政秀

#### 4. 議事日程

- 議案第47号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について  
議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請審議について  
議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請審議について  
議案第50号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

#### 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 川島 安人  
農地係長 杉本 久美子  
主 事 石崎 志朗

#### 6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。ただ今から第11回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員8名、推進委員9名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、5番の川崎委員と6番の堤委員さんよろしくをお願いします。</p> <p>それではさっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、議案第47号2件、議案第48号2件、議案第49号4件、議案第50号5件となっています。</p> <p>それでは議案第47号、農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を受理したので、報告します。</p> <p>それでは議案第47号1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	(議案説明)
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、辻農業委員及び榊原推進委員から調査報告をお願いします。
辻委員	<p>おはようございます。先程事務局から説明がありましたとおり、親子間の貸借の解約ということで、4月29日に現地調査をいたしました。貸人のご夫婦と借人の娘さんと旦那さんも参加いただいて、ご了解を得て確認をさせていただきました。農業者年金関係で使用貸借をされていたようですが、第3者に貸す計画があるという事で、解約をされたという事です。</p>

<p>榊原推進 委員</p>	<p>問題ありません。</p>
<p>議長</p>	<p>調査報告が終わりました。 それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって、1番は原案どおり認められました。 お諮りします。</p> <p>次の議案第47号2番と議案第50号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についての番号1番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第50号1番について、事務局の説明の前に、木村推進委員はこの議案の関係人であるので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(木村委員離席)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、岩永農業委員及び榊原推進委員から調査報告をお願いします。</p>
<p>岩永委員</p>	<p>まず、議案第50号の借り手の方にお尋ねしました。議案のとおり間違いがないという事で、その後、議案第47号の方の貸貸人と賃借人に聞き取</p>

	<p>りました。昨日貸貸人の方とお会いしましたが、今回の借り手の方は、元の契約の借借人が探してこられたそうです。借借人がこれ以上耕作が難しいとなり誰かいないかと探されていて、〇〇さんから借り手の方が話を聞き作ってみようかなとなったそうです。議案のとおり間違いないと思います。</p>
<p>榊原推進 委員</p>	<p>借り手の方とはお話をしまして、間違いはないとの事です。</p>
<p>議長</p>	<p>調査報告が終わりました。 それでは議案第47号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって、2番は原案どおり認められました。 続きまして議案第50号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。 したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>(木村委員着席)</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは議案第48号1番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された築推進委員から調査報告をお願いします。</p>

<p>築推進委員</p>	<p>譲渡人の方はお父さんが72歳の時に土地を譲り受けたという事で、自分もそういう年齢になり、息子さんへの贈与を考えたという事です。譲受人の息子さんはお父さんと一緒に土日には農作業をされています。農地については、なだらかな丘陵地帯であります。私たちが小さい頃から、みかん畑でありまして、それを引き継ぐという事です。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、私のほうから調査報告をします。      築推進委員のおっしゃられたとおり、間違いのないという事で報告を受けております。      それでは調査報告が終わりました。議案第48号1番について、ご異議ご意見ございませんか。        (異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって、1番は原案どおり認められました。続きまして議案第48号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案説明)      なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、辻農業委員及び榊原推進委員から調査報告をお願いします。</p>
<p>辻委員</p>	<p>調査確認日は4月29日で、譲渡人、譲受人両者と、私と榊原推進委員さんの現地調査、立ち合いの中、確認をさせていただきました。事務局の説明のあった内容のとおりであります。譲渡人としては、もう体が思うように動かなくなったという事で規模縮小、譲受人としては規模拡大をしたいという事です。対価については、今の相場では少し高いですかねとお尋ねしたところ、10年以上前から譲受人の方が借りて管理をされていたという事で、その頃に単価設定を少しされていたそうです。問題なしということで判断しています。</p>
<p>榊原推進委員</p>	<p>問題ありません。よろしく申し上げます。</p>

議長	<p>ただいま、調査報告が終わりました。 それでは2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって、2番は、原案どおり認められました。 続きまして議案第49号、農地法第5条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。それでは議案第49号1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、辻農業委員及び榊原推進委員から調査報告をお願いします。</p>
辻委員	<p>調査日については4月29日。私と譲渡人及び譲受人の委任を受けた〇〇行政書士さん、榊原推進委員と譲受人にも出席いただきました。今回、始末書案件という事で、譲受人よりご迷惑をかけて申し訳ないという事でお詫びの言葉がありました。借りている田の部分に資材を置いていたという事です。ここが1筆になっていますが、現地は段がついていて、譲受人は雑種地と思っていたという事です。後継者もおられ、現在の資材置き場が手狭になったということで拡張し転用をお願いしたいという事です。</p>
榊原推進委員	<p>辻委員さんが言われたとおりです。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>

	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。したがって、1番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして議案第49号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、川崎農業委員及び永渕推進委員から調査報告をお願いします。</p>
川崎委員	<p>5月1日に譲渡人、譲受人、それと永渕推進委員さん私で調査してきました。主にお話は譲受人の方からお聞きしました。もともと畑でしたが、荒廃地になってしまって、昨年、譲渡人に譲ってくれませんかと相談したところ快く承諾をさせていただいたので、今回申請しましたという事です。両者とも、よろしくお祈りしますとの事です。</p>
永渕推進委員	<p>川崎農業委員の言うとおりの間違いありません。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。それでは議案第49号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって、2番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして議案第49号3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p>

	<p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、川崎農業委員及び松本推進委員から調査報告をお願いします。</p>
川崎委員	<p>5月4日に松本推進委員と、譲受人の立ち合いの下、現地を確認してきました。譲渡人については、立ち合いができないという事で電話で確認しました。譲受人の兄弟さんや息子が帰ってきたときに、車を停めるところがないという事で、ここを利用したいそうです。両者とも了承されているとの事です。</p>
松本推進委員	<p>川崎農業委員さんと現地確認をしてまいりました。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。それでは議案第49号3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって、3番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして議案第49号4番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。この案件は、前回審議し、継続審議となり、追加資料をお願いしていた案件であります。搬入経路図の提出がっております。</p>



議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された堤農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。
堤委員	4月14日に、〇〇行政書士と〇〇商事の社長と専務と立ち合いの上、会長、水田委員、池田推進委員、私と杉本係長に現地で説明をしてもらい、問題ないという判断をしてきました。また、4月28日に区長の〇〇さんに再確認で地区の承諾など間違いないですかと確認をしております。間違いないとの事で〇〇商事さんからも丁寧に説明を受けているとの事です。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第49号4番について、ご異議ご意見ございませんか。
水田委員	補足説明をいいでしょうか。
議長	はい、どうぞ。
水田委員	この場所、広域農道から見下ろしても荒廃地で、現地まで行く道がない状況で、どうしてここに作るのかと聞いたところ、途中までは道があり、そこから先は〇〇さんの農地を通らせてもらうという事で、契約をしているそうです。ダンプとか通って道を痛めたりしたら、きちんと復旧するように契約書にも書かれてあるという事です。そして、現地を伐採して調査して、もし法面が崩れているとか建設が無理な場合は、すぐ取り下げることでした。また、設計、施工、管理、撤去まで〇〇商事が行い、下請けには出しませんということで、私は問題ないかと思いました。
議長	それでは議案第49号4番について、ご異議ご意見ございませんか。  (異議なし)
議長	異議なしと認めます。したがって、4番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続きまして、議案第50号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による貸借権及び使用貸借権設定について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。

事務局	<p>それでは議案第50号2番について事務局の説明を求めます。</p> <p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、澤山農業委員及び久我推進委員から調査報告をお願いします。</p>
澤山委員	<p>4月29日に久我推進委員さんと、貸し手の娘さんと、借り手の方と立ち会いの下、確認を行いました。貸し借りの意思確認は両者ともできました。現地も確認ができました。貸すに至ったいきさつは、貸し手の方は高齢で、娘さんたちもいらっしゃいますが、旦那さんの仕事柄、耕作できないという事で、お願いした形になっております。借り手の方は地区の機械利用組合に入っておられて、大型のトラクターやコンバインなど全て揃っているの、機械的には問題ないと思います。あと、設定期間などもすべて確認できました。以上です。</p>
久我推進委員	<p>29日に澤山委員さんと確認しました。澤山委員さんの言われたとおりです。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。それでは、2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって、2番は、原案どおり認められました。続きまして議案第50号3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、岩永農業委員及び木村推進委員から調査報告をお願いします。</p>

岩永委員	<p>私から木村推進委員に連絡したところ、調査日は都合が取れないとの事でしたが、場所的にはいつも通るところでよく知っていますということで、申請人の方には私から連絡することとなり、現地の確認は木村推進委員にお願いしました。</p> <p>設定期間が前回5年で今回はなぜ3年か聞いたら、本来は借り手の方は耕作しないつもりだったけど、貸し手の方からほかに誰も耕作してくれる人がいないからと今の契約のまま引き続きしてほしいと頼まれて、受けましたとの事です。ただ、3年が限度かなと思っているという事でした。以上、議案のとおり間違いありません。</p>
木村推進委員	<p>現地は確認しました。また、借り手の方ともお話ししましたが問題ないと思います。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって、3番は原案どおり認められました。続きまして議案第50号4番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、岩永農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
岩永委員	<p>借り手の方ですが、毎月議案に上がっていると思いますが、非常に意欲的で規模拡大を図ってらっしゃいます。貸し手の方は高齢で、息子さんも遠方におられて管理できないからという事で借り手の方が引き受けたという事でありました。貸し手の方には借り手の方の立ち合いの下、電話し確認しました。借り手の方のおっしゃるとおり間違いありませんとの事です。</p>
池田推進委員	<p>借り手の方にお話を伺いました。岩永委員さんと重複しますので省略しますが、賃借料については、貸し手が要らないと言われたけれども、た</p>

	<p>だでという訳にはいかないからという事で、米〇〇キロに決まったそうです。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。それでは、4番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって、4番は原案どおり認められました。続きまして議案第50号5番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、福江農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
福江委員	<p>4月29日に借り手の方には内田推進委員さんから連絡を取っていただきました。よろしく申し上げますとの事です。私は貸し手の方の家に行って聞き取りました。もう10年くらい借り手の方が耕作をされています。今、ハウスの中にはカボチャを栽培されていて、その後はゴーヤを作っておられて年間を通して野菜を作っておられます。こちらもよろしく申し上げますとの事です。</p>
内田推進委員	<p>借り手の方から、またお世話になります、継続をお願いしますとの事です。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。それでは、5番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって、5番は原案どおり認められました。以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、ご発言があれば挙手をお願いいたします。</p>

議長	<p>(発言なし)</p> <p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして太良町農業委員会第11回総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございました。おつかれさまでした。</p>
----	---

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 3 年 5 月 6 日

会 長 秀 島 克 博

議事録署名者 川 崎 豊 洋

議事録署名者 堤 こずえ